

1. 時効中断効付与の必要性

[必要] 法律上の紛争解決において、ADR 選択を躊躇する要因を除去

[不要] 幅広い ADR に認めると制度悪用による弊害が懸念され、他方で、ADR の選別や事前確認は望ましくないので、結論としては効果付与を見送るのがよい

(注) 検討の前提・・・民法における時効中断に関する基本的考え方から乖離しないこと
基本的考え方の修正は民法改正事項(今般の検討の枠組みを超える問題)

2. 考えられる案

(1) 効果

[条件付中断()] ADR での請求により時効中断(不調時は訴訟提起が条件)

・・・ADR での請求を時効中断事由とすることと現行制度との整合性の問題あり

[中断時期の遡及()] ADR での請求後に訴訟提起されれば、中断時期が ADR 申立て時に遡及

(2) ADR に関する要件

[必要] 現行制度から乖離しないためには、交渉の事実のみでは不十分

(考えられる要件)

)単なる催告と区分されるため要件・・・裁判上の請求に準ずる請求であること
主宰者・・・紛争内容等に応じて必要となる知識・経験の具備
手続・・・実効性ある手続の進行と的確な終了

)制度の信頼性が確保されるための要件・・・当事者保護に欠けないことなど
事務処理・・・請求内容の特定、迅速・確実な通知、記録の作成保存など

(注) は不要ではないかという意見がある一方で、及び は に収斂されるのではないかという意見もあり

[不要] 交渉の事実さえあれば、時効制度との整合性は十分確保

3. 事前確認の必要性 (2(2)でADRに関する要件を必要とする場合の問題)

(注)個別法令に基づいて実施されるADR(行政型ADR等)についての対応は、別途検討

[必要] 当事者保護(予見可能性)、時効制度の公益性担保

(考えられる事前確認のスキーム)

- ・ ADR提供者が申請 基準(2の(2))に適合すれば主務大臣が確認・公告
- ・ 確認を受けたADRへの申立ては、2の(1)の効果
- ・ 確認を受けたADRは書類作成・保存義務等、主務大臣は、確認制度の施行に必要な範囲で、報告徴求、質問検査、是正命令の権限
- ・ 基準に適合しないこととなったときは、主務大臣は確認を取消し・公告

[不要] 国によるADR選別という副次効果

[参考] 時効中断との関係における請求の種類

請求の取下げ等がない限り、時効中断事由となる請求

- ・ 裁判上の請求(民法§149)
 公害等調整委員会が行う責任裁定の申請は、裁判上の請求とみなされる(公害紛争処理法§42の25)。
- ・ 仲裁手続上の請求(仲裁法§29)

条件付(不調時は1月以内に訴訟提起が必要)で時効中断事由となる請求

- ・ 和解のための呼出し(民法§151)
- ・ 民事調停の申立て(判例)、家事調停の申立て

+ ADR手続上の請求?(2(1)の)

暫定的(6月以内に 又は の請求が必要)な時効中断事由となる請求

- ・ 催告(民法§153)
 現行制度の下でも、ADR手続上の請求は催告となり得る。

不調後、訴訟に移行することにより、請求時から裁判上の請求があったとみなされる請求 (=裁判上の請求に準ずる請求)

- ・ 労働局紛争調整委員会が行うあっせん手続上の請求(個別労働紛争解決促進法§16)
- ・ 公害等調整委員会・都道府県公害審査会が行う調停手続上の請求(公害紛争処理法§36の2)

+ ADR手続上の請求?(2(1)の)